

企業年金を実施する事業主の皆さまへ

理由13.15.（加入申出書に記入された企業年金制度が相違しているため）（※2）のどちらかのみが記載の「加入者資格不該当通知書」が送付されたiDeCoに新たに加しようとする従業員からご相談をうけた場合

iDeCoに加入を申し出た者の情報と、企業年金プラットフォーム（以下、「企業年金PF」）に登録された企業年金の加入者情報（※1）との不整合が生じた場合、理由13.または15.が記載された「加入者資格不該当通知書」がiDeCo加入申出者に送付されます。

（※1）基礎年金番号・性別・生年月日・従業員様が加入している企業年金制度

理由欄に13.15.（※2）のどちらかのみが記載されている場合（※3）、事業主様の手続きが必要な場合がありますので、以下のご対応をお願いします。なお、不整合が解消されない場合、従業員様がiDeCoに加入することはできません。

（※2）「13.加入申出書に記入された企業年金制度が相違しているため」、
「15.加入申出書に記入された企業年金制度が相違しているため（企業年金登録あり）」（下部（注）参照）

（※3）基礎年金番号・性別・生年月日の相違による理由（01・02・03・10）が重複して記載されている場合は、加入申出書に記載の基礎年金番号等が誤っている可能性が高いため、正しい情報にて、加入申出書を再度iDeCoの運営管理機関等に提出するよう、従業員様にお伝えください。また、13.15.以外の理由については、事業主様による修正手続きは想定されませんが、従業員様から企業年金の加入状況等について照会があった場合は、ご回答いただくようお願いします。

理由欄に13.15.のどちらかのみが記載されている場合にご対応いただきたい事項

- ① 従業員様がiDeCoの加入申出書に記入した企業年金制度等の加入状況コード（※4）をお聞き取りいただき、従業員様の企業年金の加入状況と照らして、正しいコードかご確認ください。
→誤っていた場合、正しい企業年金制度等の加入状況コードを記入した加入申出書を、再度iDeCoの運営管理機関等に提出するよう従業員様にお伝えください。
- （※4）「企業年金制度等の加入状況コード」
「00」：他に企業年金なし、
「01」：企業型DCあり（DB等他制度の併用を含む）、
「02」：確定給付型の企業年金、
「50」：国家公務員共済組合、「51」：地方公務員共済組合、
「52」：私立学校教職員共済制度、「53」：企業型DCおよび私立学校教職員共済制度
（iDeCo公式サイト）の企業年金の加入状況に係るフローチャート（【ポイント1】加入資格と掛金の上限を確かめる！■あなたの企業年金の加入状況についてご回答ください）を適宜ご参照ください。）
- ② ①が正しかった場合、企業年金PFに登録されている従業員様の情報（特に基礎年金番号（★）・性別・生年月日）が誤っている可能性があります。企業年金PFに接続する機関（企業型DCは運営管理機関（金融機関等）、DB等は代表事業主・基金または受託機関（保険会社・信託銀行等））と連携の上、企業年金PFに登録されている情報をご確認いただき、誤っている場合は速やかに訂正願います。

<加入申出者への通知書（例）>

〇〇〇-△△△△
東京都～
●● ●●様

★理由欄に13.15.のどちらかのみが記載されている場合、通知書に記載の基礎年金番号はご本人の番号と考えられます。この番号が企業年金PFに正しく登録されているかご確認ください

作成日●年●月●日

加入者資格不該当通知書

★
基礎年金番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇
(中略)

理由：13. 加入申出書に記入された企業年金制度が相違しているため
(以下、略)

理由欄に13.15.のどちらかのみが記載されている場合（欄外（注）参照）
「15. 加入申出書に記入された企業年金制度が相違しているため（企業年金登録あり）」

（注）・iDeCoの加入申出書で企業年金に加入していると申し出たにも関わらず、企業年金PFにて企業年金に加入していない又は加入している企業年金制度が異なるとの情報が得られた場合「13.加入申出書に記入された企業年金制度が相違しているため」が表示されます。
・iDeCoの加入申出書で企業年金に加入していないと申し出たにも関わらず、企業年金PFにて企業年金に加入していると情報が得られた場合「15.加入申出書に記入された企業年金制度が相違しているため（企業年金登録あり）」が表示されます。